

ベネター反出生主義は決定的な害を示すことができるか
——*The Human Predicament*における死の害の検討——

東京大学大学院総合文化研究科 中川優一

はじめに

私たちは皆生まれてこなければよかったのだろうか。そして、生まれてこない方がよかったのならば、新たに子どもを産まない方がよいのだろうか。こうした問いは私たちの人生と生殖の関係に改めて光を当てる。

本論文は *Better Never to Have Been* (以下 *BNHB*) における害と利益の非対称性及び「人生の悲惨さ」論⁽¹⁾を批判的に検討し、1.「存在は非存在よりも悪い」という結論から「生まれてくることは常に害悪である」という主張へと移行する際にベネターは決定的な害を示す必要に迫られること、2.その最も有力な候補である死の害はベネターの主張に貢献しないこと、3.ベネターの主張する死の害は、反出生主義的結論と対立する存在者自体が持つ内在的価値を導く可能性が高いことを論じる。これら三点の批判が正しければ、「生まれてくることは常に害悪である」という主張は棄却できることになる。

議論は以下のように進む。第一節ではベネターの議論の骨子である害と利益の非対称性を批判する。「存在は非存在よりも悪い」という相対的な悪さは存在することの絶対的悪さを示せていないため、存在者も含めた上で「生まれてくることは常に害悪である」と結論付けるためには決定的な害を示す必要があると主張する。第二節では「人生の悲惨さ」論を確認しつつ、決定的な害が成立する二つの条件を提示する。第一に普遍性条件（全ての存在者が経験する害かどうか）、第二に決定性条件（ある害が出生を否定するほどの害かどうか）である。このとき、第二の決定性条件において、ベネターと批判者の対立点が見出されること、そして、全ての出生を否定する場合、ベネターはこの決定性条件を満たす必要に迫られることを論じる。第三節では、ベネターが採用する剥奪説 *Deprivation Account* と消滅説 *Annihilation Account* によって説明される死の害が出生否定の根拠となるかどうかを検討する。本論文の議論が正しければ、1.消滅説は決定性条件を充足せよという要求を避けられないだけでなく、死が確実な害であることも示せていない。2.消滅説が有効であるためには、反出生主義的結論と対立する存在者自体の内在的価値を認める必要が生じる。以上から「生まれてくることは常に害悪である」という主張は棄却されるべきであるという結論を導く。それでは、害と利益の非対称性から検討を始めることにしよう。

1. 害と利益の非対称性

ベネターは害と利益の関係について苦痛と快楽を例に次のように論じる⁽²⁾。

- (1) 苦痛の存在は悪い
- (2) 快楽の存在はよい
- (3) 苦痛の不在はよい、そのよさが誰にも享受されなかったとしても
- (4) 快楽の不在は悪くない、その不在が剥奪となる誰かがいない限り

以上四つのテーゼのうち(1)と(2)の組み合わせは対称的であり、私たちの日常的な理解とも符合するとベネターは主張する。一方、不在に視点を向けた場合には苦痛と快楽の非対称性が見出されるという((3)と(4)の組み合わせ)。

なお、この議論だけから「生まれてくることは常に害悪である」という結論を導けるわけではない。先の結論を導くにあたって、ベネターは二つのシナリオの比較検討を導入している。すなわち、ある存在者 X が存在するシナリオ A と存在しないシナリオ B である。四つのテーゼと二つのシナリオを組み合わせたものを図示すると、以下のようになる⁽³⁾。

シナリオA (Xが存在する)	シナリオB (Xが存在しない)
(1) 苦痛の存在 (悪い)	(3) 苦痛の不在 (よい)
(2) 快楽の存在 (よい)	(4) 快楽の不在 (悪くない)

図 1

図 1 は一見、縦軸の総和の比較と読むことができる。しかし、そうした単純な計算によって結論を導くのは誤りであるとベネターはいう。なぜなら(2)の快楽の総量が(1)の二倍以上であった場合、シナリオ A の方がよりよいという結論が導かれうるからである⁽⁴⁾。

それでは苦痛と快楽の非対称性はどのように理解すればよいのだろうか。存在と非存在の比較のアナロジーとしてベネターが挙げるのは、シナリオ A:

病人 (Sick: 以下 S とする) とシナリオ B: 健康な人 (Healthy: 以下 H とする) の比較である。それぞれ条件を確認しよう⁽⁵⁾。(1)S は病気にかかってしまう。しかし、幸運なことに(2)S はすぐに病気から回復する能力を持つ⁽⁶⁾。一方(4)H は残念ながら病気からすぐに回復する能力を持たない。しかし(3)H は絶対に病気にかかることがない。

先の図と重ねて見ていこう。(3)H は絶対に病気にかかることがない。したがって、H は(1)病気にかかってしまう S と比べてよいと言える (S は H と比べて悪い)。続いて(2) S のすぐに病気から回復する能力は確かによいものである。しかし、だからといって(4)H が病気からすぐに回復する能力を持たないということが悪いということにはならない。なぜなら、H はそもそも病気になることがないからである。

以上より、どれだけ優れた回復力を S が持っていたとしても、初めから病気にならない H の方がよりよいことは明らかだとベネターは主張するのである。そして、このアナロジーが妥当であると認めるならば、ある X が存在する場合と存在しない場合の比較においても、存在しない方がよい、すなわち生まれてこない方がよいという論証も認めることができるはずだという。

以上の議論で示されているのは図 1 を横軸で比較する場合である。つまり、ベネターが論証を試みているのは(3)が常に(1)よりもよいこと、そして(4)は(2)と比較して悪いとは言えないということなのである⁽⁷⁾。この結論から「何らかの害をシナリオ A が被る時点でシナリオ B の方がよく、それでいてシナリオ B の快樂の不在は悪いとは言えない。それゆえ、何らかの害がシナリオ A に認められる限り、シナリオ B の方がよい」という主張をベネターは導いていると考えてよいだろう。ベネターは自身の立場を次のように述べている。「よさに満たされ、極小の悪さしかない人生——針で突いたような痛みしか混入していない至福の人生——は人生がないことよりも悪い⁽⁸⁾」。

では、先のアナロジーは実際にこの結論を引き出せるのだろうか。S と H の比較例はいずれも (可能的) 存在者を用いているため、X が存在する場合と存在しない場合の比較のアナロジーとして成立しているのか疑問が残る⁽⁹⁾。また、仮にアナロジーが成立していることを認めたとしても、この比較が主張するのは H の方が S よりも相対的によい (あるいは S は H よりも相対的に悪い) ということであり、S として存在すること、すなわちシナリオ A が絶対的に悪いということにはならないだろう⁽¹⁰⁾。以上の指摘が正しく、かつベネターが「X が生まれてくること」だけでなく「X が生まれてきたこと」も否定するのであれば、存在すること、すなわちシナリオ A が絶対的に悪い場合も合わせて示さなくてはならないように思われる。

2. 人生の悲惨さと決定性条件

それでは、ベネターの「人生の悲惨さ」論は先の疑問に答えることができるだろうか。*BNHB*において、ベネターは三つの戦略を採用している⁽¹¹⁾。第一に、ポリアンナ効果⁽¹²⁾といった心理バイアスを指摘し、私たちの主観的評価は信頼に値しないと論じる方針である。第二に、快樂説、欲求充足説、客観的リスト説のいずれも人生における悪さを排除するわけではないと論じる方針である。第三に、現実世界で起こっている悲惨な出来事を論じる方針である。以上の議論で目指されているのは、私たちの人生において悪いと認めざるを得ないものが存在すると示すこと、そして後述する決定性条件を求める私たちの態度が信頼に値しないと示すことであろう。これらを踏まえた上で、改めて本論文が取り上げた問題を確認していこう。

ベネターの立場上、針で突かれる痛みに準ずるような害があることを示せば十分なのであった。しかし、すでに生まれてきた存在者にとってこの判断は必ずしも正しく思われるものではない。実際、多くの人々にとって針で刺される程度の痛みは生まれてきたことを否定するほどの害ではないだろう。こうした点から、存在すること、あるいは私たちの人生は絶対的に悪いのかという問いが生じることになる。もちろん、私たちはホロコーストのように当事者が生まれてきたことを否定してもおかしくないほど悲惨な出来事を想像することができる。しかし、こうした害は二つの点で不十分である。第一に、全ての人間がそうした害を経験するわけではないという点である。つまり、普遍性が確保できていない。(以下、普遍性条件)。第二に、そうした害を経験した全ての人間が出生を必ず否定するわけではない。つまり、決定的な害であること(以下、害の決定性)に関して差異が見出されるのである。このとき、害の決定性は二つのレベルで想定できる。第一に、ある出来事がそもそも害であるかどうかというレベルである。第二に、ある害が出生を否定するほどの害かどうかというレベルである。本論文では以下、争点となる第二レベルの決定性に関して決定性条件と呼ぶことにしたい。

なお、普遍性条件は必ずしも単一の害が満たす必要はない。なぜなら、決定性条件を満たす害が複数あり、いずれかが妥当し、結果として全ての存在者がそれぞれ何らかの決定性条件を満たす害を認める可能性があるからである。一方で、決定性条件の充足を示すのは大変難しい。なぜなら、誰にとって、どの観点からみて決定的なのかという問いが避けられないからである。言い換えれば、どれだけ客観的にひどい状態にあっても、本人が満足していればその害はその存在者にとって決定的な害ではないと言えるのである⁽¹³⁾。

この点にベネターと反論者の対立点が見出される。すなわち、ベネターの議論は害と利益の非対称性から普遍性条件と第一レベルの害の決定性を満たすことで結論を導いているが、反論者は決定性条件を持ち出すことでベネターに反論しているのである。この地点において、私たちはベネターが心理バイアスを持ち出した理由を理解することができる。すなわち、ベネターは、私たちの主観的評価は心理バイアスにかかっているために信頼に値しない、すなわち、決定性条件は問題にならないと主張しているのである。しかし、すでに述べたように、仮に心理バイアスに私たちの理解が歪められていたとしても、それを込みで私たちの人生は成立しているのだから、やはりベネターは決定性条件を満たすべきだと反論できる。

なお、決定性条件を検討できるのは存在者のみだと言ってよいだろう。非存在者自身が、自身にとってのよさや悪さを問うことはできないからである。しかし、だからこそ生殖倫理は難しい問題となる。人生において何らかの害を被ることはほとんど疑いのない事実である一方で、可能的子どもはまだ存在していないために、どのような悪さが当人の決定性条件を満たす害なのかは生まれてくる当人にすらわからないからである。この点を認めるならば、ある可能的子どもにとってのよさや悪さは、私たちが代わりに考えることしかできないと言ってよいだろう。このとき、ある個人が当人の人生に決定性条件を満たす害を見出す可能性を認め、かつ、そうした深刻な害をもたらすリスクのある行為は控えるべきだという考えを認めるならば、決定性条件を用いた批判が有効だったとしても一律に子どもを産んでよいことにはならないように思われる。なぜなら、両親が「生まれてきてよかった」と思えるような環境を用意できたとしても、生まれてきた子どもが「生まれてこなければよかった」と感じる可能性は開かれているからである。

決定性条件を巡る議論を踏まえると、私たちは「存在の方が非存在よりも悪い」という主張と「生まれてくることは常に害悪である」という主張は必ずしも等値だとは言えないという結論を引き出すことができる。なぜなら、存在することで何らかの害を被るということと、被った害が当人の決定性条件を満たす害かどうかは異なる位相にあるからである。この点を認めるならば、前者を理由に全ての出生を例外なく否定することはできない。少なくとも、私たちは納得できない理由で出生を否定される必要などないのである。

一方で、ある存在者が自らの人生に決定性条件を満たす害を認める可能性があることもまた確かであろう。この点に配慮した結果、可能的子どもを産むことは悪いという結論に至る可能性は否定できない。しかし、害と同様に出生を肯定するに足るよさを得る可能性にも開かれているのだから、産まな

いことは悪いという結論に到達する可能性もある。この不可知性を鑑みると、世界の側に存するよし悪しを根拠に全ての出生あるいは生殖を一律に肯定ないしは否定することはほとんど不可能であるように思われる。したがって、ベネターが反出生主義をより説得的に展開しようとするならば、少なくとも出生と生殖の問題を切り離した上で、害を根拠とするのではなく、生殖行為自体の問題性に注目した方がよいだろう⁽¹⁴⁾。

では、以上の議論でベネターに対する応答が全て完了したと言えるだろうか。おそらく、一点問い残している問いがある。それは、ベネターが確実な悪さとして提示する主体の死という問題である。現状、私たちは決して死を避けることはできないし、実際に死を怖れる人々も多く存在する。何より、死の害を経験したことのある存在者は存在し得ないために、ベネターは決定性条件を考慮しなくてよい可能性がある。これらを鑑みれば、死の問題は確かに決定的な害の有力な候補だと言えるだろう。そこで以下、ベネターが新たに提示する消滅説を検討していくことにしたい。

3. ベネター反出生主義における死の害の問題

2017年に出版された *The Human Predicament* (以下 *THP*) に注目しよう。ベネターは死について、次のような見解を示している。

私たちは数えきれないほど悲惨な運命に晒されている。それぞれの運命が私たち一人ひとりに降りかかるわけではないにしても、まさに存在こそがこうした帰結を被るリスクに私たちを追いやるし、私たち一人ひとりに恐ろしい出来事が起こる累積リスクは端的に莫大である。もし私たちが死を含めるならば、次章〔筆者注：第五章「死」〕で私が論じるように、リスクは事実上、確実なものとなる⁽¹⁵⁾。

しかし、死が確実なリスクであるということは、必ずしも死が全員の決定性条件を満たす害であることを意味しない。それゆえ、私たち全員が死を避けられないからといって、その事実のみを根拠に全ての出生を否定するのは早計である。ベネターの立場を受け入れる前に、死がもたらす害の中身についてベネターの主張を確認しておく必要があるだろう。

なお、本論文は *THP* の議論を中心に参照するため、死に関して *BNHB* との共通項や違いについて事前に共有しておきたい。共通点は「人生は生まれてくるに値しないが、続けるには値しうる」という立場を維持していることである⁽¹⁶⁾。それゆえ、自殺推奨主義 *Pro-Mortalism* は採用していない⁽¹⁷⁾。

相違点は *THP* において新たに消滅説が付け加わったことである。*BNHB* における「死は時に害であり、時に利益である」という解釈に加えて、主体が消滅する契機である死自体は常に悪いという立場へと変更が見られる⁽¹⁸⁾。

ベネターの論証は次のように進む。ベネターは基本的に剥奪説の正しさを認める。しかし、剥奪説は剥奪されるもののよさに依存するために、老衰や安楽死など、一般に奪われるよさが人生に残っていないような場合には死の害を説明できるとは限らないという反論があることも認める。しかし、この状況でも死が悪くないとは主張しない。なぜなら、主体の心理的連続性 *psychological continuity* が消滅するという害（以下、主体が消滅すると略記する）があるからである⁽¹⁹⁾。この見解を支持する論証が消滅説である。以上より、私たちは余すことなく死の害を被ることになるとベネターは主張する。一見すると消滅説だけで議論が完結しているように思われるが、ベネターの消滅説は剥奪説に多くを依拠していること、また両者を比較することで問題点がより明確になることを鑑みて、剥奪説から順に検討することにしよう。

3.1. 剥奪説

剥奪説について、ネーゲルの議論を確認することから始めよう。ネーゲルは次のように述べる。「死が間違いなく悪であるならば、それは死の積極的な性質によってではなく、死が私たちから剥奪するものによってである⁽²⁰⁾」。

では、ここで言われる死は厳密には何を指しているのだろうか。ネーゲルは死を不幸な状態とは見なさないと述べている。したがって、剥奪説において想定される死の害は、死んでいる状態における害ではない。また、死それ自体によって剥奪が起こるのだから、死にいく過程における害でもあり得ない。それゆえ、剥奪説は死の瞬間に発生する害を論じているというしかない。

しかし、死の瞬間と措定したとき、私たちは死の瞬間とは一体どういう瞬間なのかという問いに直面する。順当に考えれば、死の瞬間とは、主体の生命活動が停止した瞬間と言いうるだろう。ならば、このとき死の害は一体誰にとっての害なのだろうか。ある時点で害を被るためにはその時点で主体が存在している必要がある（以下、存在要請テーゼ）と考えるのは不自然なことではないように思われる。

ネーゲルも当然、この問いには気がついている。しかし、ネーゲルは関係的な害と非関係的な害という区分を持ち込むことによって死の害について説明を与える。すなわち、剥奪による死の害は特定の時間において主体に帰せられるものではなく、通常通りある時間及び空間に位置づけられる主体と、

時間及び空間において主体と一致しない場合がありうる状況との関係において見出される害だというのである⁽²¹⁾。だとすると、死の害は、ある主体と、主体が死ななければ何らかのよさを享受できていた状況との関係に位置づけられる害だということになるだろう⁽²²⁾。この議論の眼目は、害を被る主体が存在していなくとも、いつ害を被るのか特定できなくとも、死の害を説明することは可能だという点にある。したがって、ネーゲルが正しければ、死の害を説明する際に存在要請テーゼを気に掛ける必要はないのである。

以上のネーゲルの議論は、死がどのような害をもたらすかという問いに対して私たちの実感に近い回答を与えているように思われる。しかし、死の害がいつ私たちに帰せられる害なのかという問いに答えられていない以上、ベネターの議論を支えるには不十分であろう⁽²³⁾。通常なら害が発生するのは原因となる出来事の後である。死の害も同様に主体の死後に発生すると考える方が自然であろう。しかし、死後に害を経験する主体は存在しない。ならば、私の死を原因として剥奪説で説明された死の害が発生したとしても、死んだ当の私はその害を経験するとは言えないはずである。それゆえ、確かに剥奪説は私たちが死を恐れる際に想定する害の説明としては十分だと言えるかもしれないが、全ての存在者が経験的に被る害であることを示せなければ、第一の害の決定性すら満たすことができないのである。

なお、仮にベネターがネーゲルの剥奪説を受け入れていた場合、死が奪うよさに関して存在者自体が持つ内在的価値を巡る問題が発生することになる。例えば、一ノ瀬は剥奪説に対し、長寿の人々の死や安楽死を望むほどの病苦に苦しむ人の死は彼らからどのようなよさを奪ったのかという問いを投げかけている⁽²⁴⁾。これは剥奪の機能に注目すれば当然の疑問であろう。存在しないよさは奪うことができないからである。しかし、おそらくネーゲルは次のように答えるはずである。「それでもなお死は彼らにとって悪い。なぜなら彼らの存在自体のよさを奪ったからである」と。興味深いことに、ネーゲルは多くの悪さに溢れ、それらを上回るほどのよさがない場合であっても人生は生きるに値すると考えている⁽²⁵⁾。加えて、生まれてきたことは幸運であるとも述べている⁽²⁶⁾。つまり、ネーゲルは死の害を認めつつも、生まれてくることはよいと考えるのである。これはベネターの主張と対立する以上、ネーゲルの剥奪説を採用しているとは考えない方がよいだろう。

それでは、ベネターの議論における剥奪説は何に依拠しているのだろうか。明言はされていないが、ベネターが採用する立場はブラッドリーによって定式化された DMP (Difference-Making Principle) に近いように思われる⁽²⁷⁾。反事実条件的比較説とも呼ばれるこの立場は⁽²⁸⁾、簡略化して言えば、ある出

来事が起こった現実世界とその出来事が起こらなかった最近傍可能世界を比較して結論を出すものである。それゆえ、死がある人からよさを奪う場合は悪いし、死がある人を悪い人生から開放する場合はよいということになる。しかし、すでに明らかなように、この枠組みでは常に死が害であるという説明を与えることは困難である。この点を鑑みれば、ベネターの議論において剥奪説は積極的な効力を発揮できていないように思われる。

3.2. 死の恐怖

消滅説の検討に入る前に一点想定される反論を確認しておこう。すなわち、そもそもベネターは死の害を示す必要はないという反論である。なぜなら、ベネターは人生において何らかの害があることを示せば十分なのだから、死の害自体を説明できなくとも剥奪説において示唆された死に対する恐怖さえあれば十分議論が成立すると言っているからである。確かに、この反論はベネターの非対称性議論が完全であれば妥当だと言っているかもしれない。しかし、すでに論じたように、ベネターの非対称性議論は様々な問題を抱えている。これらを鑑みたとき、死の恐怖が強力な根拠となるとは思われない。なぜなら、死の恐怖もまた全員が経験するとは言いきれないため、普遍性及び決定性条件を満たす際に必ず困難が生じるからである。当然、死の恐怖は出生や生殖を否定するのに十分であると認める集団を想定することは可能である。しかし、彼らが死の恐怖は決定性条件を満たすと考えているからといって、少なくとも全ての存在者の出生を否定するべきではないように思われる⁽²⁹⁾。

3.3. 消滅説

それでは、ベネターの消滅説を確認していくことにしよう。すでに確認したように、消滅説における死の害は主体が消滅することであった。このときベネターは、消滅説が説明する死の害は剥奪説とは独立した害だと主張している⁽³⁰⁾。それゆえ、ベネターの主張が正しければ、剥奪説が採用できなくとも、消滅説だけで十分死の害を説明できることになる。

単純な疑問から始めよう。なぜ主体が消滅することは当人にとって悪いと言えるのだろうか。ベネターは、可能的な未来に奪われるよさが何もなく、全てを考慮したときに死んだことが悪いとは言えなくても、死は死んだ当人にとって悪いと考えている⁽³¹⁾。一見すると、この主張は先に確認したネーゲルの態度と重なるものである。しかし、剥奪説の正しさは留保するとしても、

ネーゲルは存在者自体が持つ内在的価値が奪われるから死は悪いと応答できるのに対し、ベネターはそう応答することができないはずである⁽³²⁾。したがって、ベネターは主体が失われることの悪さを、存在者自体が持つ内在的価値にも可能的な未来のよさにも依拠せず示さなくてはいけないことになる。おそらく、ベネターもこの困難には気がついている。だからこそベネターは消極的に消滅説が正しいことを論証しようと試みるのである。

第一に、ベネターは私たちが生き続けたいという強い欲望や、本能的な自己保存の欲求があることを指摘する⁽³³⁾。前者は生き続けたくない場合もあるので容易に反論が可能であろう。では後者はどうだろうか。仮に主体の本能的な自己保存の欲求が妨げられることを死が害である理由としよう。この理由もやはり不十分であろう。なぜなら、第一に、この議論は自然主義的誤謬に陥っている可能性があるからである。第二に、自然主義的誤謬自体が否定される、あるいは誤謬に陥っていない場合には自己保存の本能的欲求を持続させることよりも自然淘汰は死を選んだと言えるからである。これはある個人にとって死が害である可能性を排除しない。しかし、このレベルに落とし込んでしまうと、決定性条件を回避することができなくなってしまう。

第二に、ベネターは当人にとって死が解放となる状況において、周りの人間が本当にそうだと思っているならば嘆くのではなく祝うべきだが、実際はそうになっていないと主張する。つまり、解放の場面でもやはり何かは失われており、私たちはその喪失、すなわち主体の消滅を悲しんでいるという⁽³⁴⁾。これは確かに強力な議論である。誰も自らの死を避けられないように、身近な人間の死を一度も経験しない人生は限りなく想定し難いからである。しかし、他者の死がもたらす嘆きを死が害である根拠とするならば、ベネターは存在者自体が持つ内在的価値を認めるしかないように思われる。ただ存在しているだけで内在的価値があるからこそ主体にとっては解放と呼びうる死でも常に悪い、すなわち嘆くべきだということになるはずだからである。しかし、存在者自体が持つ内在的価値を認めた場合、存在することの絶対的な悪さどころかそのよさが際立つために、「生まれてくることは常に害悪である」という主張を維持することはできないように思われる⁽³⁵⁾。

以上の議論が正しければ、ベネターが提示する消滅説は死が害であることを示しつつ決定性条件を解消するという解決を得られないだけでなく、より根本的な問題を含む可能性が高い。なお、本論文は死の害に対して積極的な批判を行ったわけではない。実際に死を決定的な害と考える人々は存在するだろうし、彼らの主張は否定できない。ただし、ベネターの提示する死の害では全ての存在者の出生を否定できないと主張しているのである。

結論

「存在の方が非存在よりも悪い」という結論から「生まれてくることは常に害悪である」という主張へと移行するとき、ベネターは害の普遍性及び決定性条件を満たす必要に迫られる。このとき、死の害であれば決定性条件を充足せよという要求を避けられる可能性があったが、検討の結果、この方針は見込みが薄いこと、加えて、死が害であることを示そうとすると、逆接的に反出生主義と対立する存在者自体の内在的価値を認める必要が生じることを示した。以上より、「生まれてくることは常に害悪である」という主張は棄却されるべきであると考え。なお、新たに産むという側面については、ベネターに対して示唆した生殖行為自体の問題性は生殖の肯定を阻むのかという問いと合わせて今後の課題としたい。

注

- (1) Benatar (2006). 後者の「人生の悲惨さ」論という名称は内容をより明確にするために *BNHB* 第三章のタイトルを参考にしつつ考案した。このほか「人生の質(QOL)」論などとも呼ばれる。詳しくはベネター(2019) [Benatar (2012)の邦訳] を参照。
- (2) Benatar (2006), p.30. 筆者訳。
- (3) Ibid., p.38.
- (4) スマッツはこのように読みうることは確かなのだから、ベネターは誤った結論を引き出していると批判している Smuts (2014)。
- (5) Benatar (2006), pp.42, 47.
- (6) これが快樂の適切なアナロジーになっているかは疑わしい。
- (7) Ibid., pp.47-9.
- (8) Ibid., p.48.
- (9) 存在と非存在の比較可能性についても多くの議論が存在する。中でも簡潔かつ明晰に問題点を整理した論者にマグヌソンがいる (Magnusson 2019: pp.677-8)。
- (10) Brill (2012)はこのアナロジーから引き出せるのは H が S よりも悪くないということまでだと論じている。メッツも同様に非存在が存在よりも望ましいという結論を得るためにはよさや悪さの大きさ *magnitudes* を知られる必要があると指摘している (Metz 2011: p.246)。
- (11) Benatar (2006), pp.64-92.

- (12) ベネターはポリアンナ効果を「楽天主義への傾向性」と定義している (Benatar 2006, pp.64-5)。
- (13) Weinberg (2016)は、ベネターの主張する悪さもまたバイアスにかかっているとし、真の客観性は確定できないことを理由にベネターの議論を退けている。路線は異なるが、小島(2019)も生の価値への不可知論を提唱している。両者の共通点は、ベネターの主張はほとんど正しいと認めながらも、より現実的な問いを考えるべきだと主張している点である。
- (14) 例えば、通常分娩時における男女間のリスクの不均衡など。その他、同意が取れないという問題や親となる存在者が可能的子どもを操作する点に問題があるという立場も存在する。詳しくは Shiffrin (1999), Cabrera (2014)を参照。
- (15) Benatar (2017), p.73. 筆者訳。
- (16) Benatar (2006), p.24, Benatar (2017), pp.188-9.
- (17) ベネターが自殺推奨主義を採用しない理由の解釈については Metz (2011: p.236)を参照。
- (18) Benatar (2006), pp.218-9.
- (19) Benatar (2017), p.105.
- (20) Nagel (1979), p.1.
- (21) Ibid., p.6.
- (22) 死の害の場合、前者に位置付けられる主体はすでに死んでいるように思われるが、死んだ私を置くのも、私の死体を置くのも不自然である。
- (23) いつ、誰が死の害を被るのかという問題に対し、吉沢(2012)や鈴木(2011)など、形而上学的枠組みを整備する試みがある。
- (24) 一ノ瀬(2019), p.365.
- (25) Nagel (1979), p.2.
- (26) Ibid., p.7.
- (27) Bradley (2009), p.50. 定式は以下。翻訳は谷川(2018)を参考にした。世界 w における主体 S にとっての類似性関係 R に相対的な出来事 E の価値は、 w がもつ S にとっての内在的価値から、 E が起こらず、 w に対して R -最類似世界がもつ S にとっての内在的価値を引いたものである。
- (28) 吉沢(2015)や谷川(2018)の例を習った。
- (29) 生殖の是非に関しては現時点では回答が出せない。今後の課題としたい。
- (30) Benatar (2017), p.104.
- (31) Ibid., p.107. 全てを考慮すると死は悪くないにもかかわらず、死んだ当人にとっては悪いとは一体どういうことなのだろうか。全てを考慮し

て死が悪くないのであれば、死は結局悪くないのではないだろうか。

(32) なお、ベネターはある存在者自体が内在的価値を持つからといって、産んだ方がよいという結論には至らないと主張している (Benatar 2017: p.233, fn.13)。この見解はベネターに反論する立場の論者にとっても受け入れられるものであろう。批判者が確保したい余地は「産むべきである」ではなく、「産んでもよい」だと思われるからである。

(33) Ibid., p.104.

(34) Ibid., p.108.

(35) 厳密には、生まれてくるという生成プロセス自体の善悪は問えていない。筆者の要点は、「生まれてきたことは常に害悪である」と言えないなら、「生まれてくることは常に害悪である」とも言えないという点にある。

参考文献

- Benatar, D, 2006, *Better Never to Have Been*, New York: Oxford University Press. [『生まれてこないほうが良かった：存在してしまうことの害悪』, 小島和男, 田村宜義訳, すずぎわ書店, 2017年]
- , 2012, “Every Conceivable Harm: A Further Defense of Anti-Natalism,” *South African Journal of Philosophy*, Vol.31, No.1, pp.128-164. [「考え得るすべての害悪：反出生主義への更なる擁護」小島和男訳, 『現代思想 11月号、特集反出生主義を考える「生まれてこないほうが良かった」という思想』, 青土社, pp.40-83, 2019年]
- , 2013, “Still Better Never to Have Been: A Reply to (More of) My Critics,” *The Journal of Ethics*, Vol.17, No.1/2, Special Issue, pp.121-151.
- , 2017, *The Human Predicament*, New York: Oxford University Press.
- Bradley, B, 2009, *Well-Being and Death*, New York: Oxford University Press.
- Brill, S, 2012, “Sick and Healthy: Benatar on the Logic of Value,” *South African Journal of Philosophy*, Vol.31, No.1, pp.38-54.
- Cabrera, J, 2014, *A Critique of Affirmative Morality: A Reflection on Death, Birth and the Value of Life*, trans. by Ygor Buslik, Brasília.
- Magnusson, E, 2019, “How to reject Benatar’s asymmetry argument,” *Bioethics*, Vol.33, Issue 6, Special Issue: Ethics of Embryo Donation, pp.674-683.

- Metz, T, 2011, “Are Lives Worth Creating?” *Philosophical Papers*, Vol.40, No.2, pp.233-255.
- Nagel, T, 1979, “Death,” in *Mortal Questions*, New York: Cambridge University Press, pp.1-10. [『コウモリであるとはどのようなことか』, 永井均訳, 勁草書房, 1989年]
- Shiffrin, S. V, 1999, “Wrongful Life, Procreative Responsibility, and the Significance of Harm,” *Legal Theory*, Vol.5, Issue 2, pp.117-148.
- Smuts, A, 2014, “To Be or Never to Have Been: Anti-Natalism and a Life Worth Living,” *Ethical Theory and Moral Practice*, Vol.17, No.4, pp.711-729.
- Weinberg, R, 2016, *The Risk of a Lifetime: How, When, and Why Procreation May Be Permissible*, New York: Oxford University Press.
- 一ノ瀬正樹, 2019, 『死の所有 [増強新装版]』, 東京大学出版会.
- 小島和男, 2019, 「反一出生奨励主義と生の価値への不可知論」, 『現代思想 11月号、特集反出生主義を考える「生まれてこない方が良かった」という思想』, 青土社, pp.84-93.
- 鈴木生郎, 2011, 「死の害の形而上学」, 『科学基礎論研究』, 39巻, 第1号, pp.13-24.
- 谷川卓, 2018, 「剥奪説の再検討のためのノート」, 『言語と規範性に関する諸問題の再検討』(高橋久一郎(編), 千葉大学大学院人文公共学府プロジェクト研究報告書), pp.42-58.
- 吉沢文武, 2009, 「死によって誰が害を被るのか—剥奪説を批判する—」, 『哲学の探究』, 第36号, pp.129-144.
- , 2015, 「死と生の形而上学——存在と非存在をめぐる二つの直観について——」, 千葉大学大学院人文社会研究科, 博士論文.